

平成 29 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 3 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 5 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 44 年函館市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項または第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 1 項もしくは第 1 5 項または第 35 条の 3 第 1 1 項）」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 1 5 項または第 35 条の 3 第 1 3 項もしくは第 1 5 項）」に改め、「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の後ろに「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項および第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項および第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 11 条第 1 項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附

則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項）」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の後ろに「、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第19条第1項第1号中「、また」を削り、同項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）に係る部分を除く。）、第11条第1項（外国居住者等所得相互免除法に係る部分を除く。）および第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定方法に関する規定等を整備し、および保険料の減額に関する基準を改めるため